

令和6年度東京都北区在宅医療実務研修支援事業実施要綱

6北康健第2380号

令和6年10月24日 区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、在宅医師又は在宅医療への参入を検討している医師が在宅医療の知見を得る機会を設けることにより、病院から在宅療養への患者の円滑な移行を促進し、区内の医療資源の有効活用を図るとともに、在宅医療への新規参入を促すことにより、在宅療養支援体制の充実を図ることを目的とする。

(研修受入医療機関等)

第2条 在宅医療実務研修の受入れを行う医療機関（以下「研修受入医療機関」という。）及び在宅医療に係る研修受入れを独自に実施する医療機関（以下「実施医療機関」という。）は、区内で在宅医療を現に実施している医療機関とする。

2 研修受入医療機関は東京都北区在宅医療実務研修受入登録申請書（別記第1号様式）を区長に提出し、登録を行った医療機関とする。

(研修対象者)

第3条 在宅医療実務研修を利用することができる者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 医師免許を有し、区内の病院又は診療所に勤務しており、在宅医療の知見を得ることを目的としていること。常勤・非常勤等の雇用形態を問わない。
- (2) 医学部等に在学し、在宅医療の知見を得ることを目的としていること。
- (3) 前二号に規定する要件に該当しない者のうち、区長が特に認めるものであること。

(研修の内容及び期間)

第4条 研修の内容及び期間は別表に定めるとおりとし、実施内容の詳細については、研修受入医療機関と在宅医療実務研修を利用する者（以下「利用者」という。）で協議し、双方合意の上、定めるものとする。この場合において、研修の実施に当たっては、医師法（昭和23年法律第201号）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令の遵守の上、実施するものとする。

(研修等に係る経費)

第5条 在宅医療実務研修は無料で受入れを行うものを対象とし、研修に係る経費に

については、原則として研修受入医療機関が負担するものとする。

(研修等の申込み)

- 第6条 利用者は、東京都北区在宅医療実務研修利用申込書（別記第2号様式）を、原則として研修希望日の14日前までに区長に提出するものとする。
- 2 区長は、前条の規定による申込みに基づき、研修受入候補となる医療機関の情報を利用者へ提供し、利用者は研修受入候補となる研修受入医療機関と研修受入れの条件等の詳細を協議し区長に報告するものとする。
 - 3 区長は、前項の規定による報告に基づき研修受入医療機関を決定し、利用者と研修受入医療機関に東京都北区在宅医療実務研修利用決定通知書（別記第3号様式（1）・（2））により通知する。
 - 4 医療機関が独自に実施する研修受入れについては、研修受入れ決定後、速やかに実施医療機関が東京都北区在宅医療実務研修支援金申込書（別記第2号様式の2）を区長に提出するものとする。この場合において、当該申込書の提出期限は、令和7年3月15日とする。
 - 5 区長は前項の規定による申込みに基づき、審査を行い実施医療機関に東京都北区在宅医療実務研修支援金利用決定通知書（別記第3号様式の2）により通知する。

(支援金の支給額)

- 第7条 在宅医療実務研修の利用があったときは、区は研修受入医療機関等に対し、研修実施に係る消耗品類及び指導料として、1回当たり10,000円の支援金を支給するものとする。
- 2 研修実施時間は1回当たり2時間以上を条件とする。
 - 3 支援金は、区の予算の範囲内において支給する。

(支給対象期間)

- 第8条 支援金の支給は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間に実施する研修を対象とする。

(実績報告及び研修報告)

- 第9条 支援金の支給を受けようとする研修受入医療機関及び実施医療機関は、研修終了後14日以内に在宅医療実務研修の利用状況について、東京都北区在宅医療実務研修実績報告書（別記第4号様式）及び事業実績報告書（別記第4号様式の2）を区長に提出するものとする。
- 2 利用者は、研修終了後14日以内に東京都北区在宅医療実務研修利用報告書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

(支援金の申請)

第10条 支援金の支給を受けようとする研修受入医療機関及び実施医療機関は、東京都北区在宅医療実務研修支援金支給申請書(別記第6号様式)(以下「申請書」という。)を、区長に提出するものとする。

2 支援金の申請は、1回の研修受入れにつき1回限りとする。

(支給決定等及び支給)

第11条 区長は、申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合には、支援金を支給することを決定し、その結果を東京都北区在宅医療実務研修支援金支給決定書(別記第7号様式。以下「支給決定書」という。)により、当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査の結果、支給することが適当でないと認めるときは、その旨を東京都北区在宅医療実務研修支援金不支給決定書(別記第8号様式)により申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定による支給決定をした場合は、当該支給決定を受けた申請者(以下「支給決定者」という。)からの東京都北区在宅医療実務研修支援金請求書(別記第9号様式)の提出に基づき、支援金の振込みを行うものとする。

(検査等)

第12条 支給決定者は、区長が支援金に係る事業の運営、経理等の状況について検査又は報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

(消費税及び地方消費税の報告)

第13条 支給決定者は、支給決定書に係る経費の確定後、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第10号様式)(以下「報告書」という。)を区長に提出するものとする。

2 区長は、報告書の提出により、支給決定通知書に係る経費について、仕入税額控除があることを確認した場合には、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額相当額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(支援金の返還)

第14条 区長は、支援金の額が確定した後、返還させるべき額があるときは、期限を定めて支援金の返還を命じるものとする。

2 区長は、支援金の支給を受けた後に、支給対象の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者に対しては、支給を行った支援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年10月24日から施行する。
- 2 この要綱は、第13条及び第14条の規定による返還の全てが完了した日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

1 種別	2 内容	3 期間	4 時間	5 対象経費
研修	同行・見学のみ 医療行為不可	医療機関と利用 者が協議する。	1回当たり2時 間以上	1人当たり上限 10回
医療機関が独自 に実施する研修	医療機関と利用者が協議する。 ※受入れに際し、受託料を受領して いる場合を除く。			1医療機関につ き上限60回